

半田市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

半田市長 久世孝宏

半田市条例第十五号

半田市議会基本条例の一部を改正する条例

半田市議会基本条例（平成二十三年半田市条例第一号）の一部を次のように改正する。

前文中「よつて」を「よつて」に、「市長と二元代表制の下に、ともに健全な緊張及び協力関係を保持する。」を「二元代表制の下、市長とは常に緊張感を保つ。」に、「もつて」を「もつて」に、「図つて」を「図つて」に改める。

第三条第一項第二号中「、市民にとつて」を削る。

第四条第一項各号を次のように改める。

- 一 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の言論を尊重するとともに自由な討議を推進すること。
- 二 議会運営、政策立案等に関し、議員間で調整を行い、合意形成に努めること。
- 三 市政の課題全般について調査研究するとともに市民の意見を的確に把握すること。
- 四 市民に対して、議会の活動情報を積極的に公開し説明すること。
- 五 議会の構成員として、自らの利益又は一部団体若しくは地域の利害にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指すこと。
- 六 次に掲げる会議に出席しなければならないこと。
 - ア 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法律」という。）第百二条に規定する市議会定例会及び臨時会の本会議
 - イ 半田市議会委員会条例（平成三年半田市条例第三十三号）に基づき設置された委員会の会議
 - ウ 半田市議会議員の政治倫理に関する条例（平成十五年半田市条例第四十一号）第五条に規定する政治倫理審査会
 - エ 半田市議会会議規則（昭和四十三年半田市議会規則第一号。以下「規則」という。）第百五十八条に規定する会議
 - オ 半田市議政務活動費の交付に関する規則（平成二十八年半田市議会規則第一号）第五条に規定する政務活動費管理委員会

力 法律第百条第十三項に規定する議員の派遣

キ 規則第九十八条に規定する委員の派遣

ク 議会運営委員会において、出席することが決められた会議等

七 政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員自らの研修の充実強化に努めること。

第五条中第三項及び第四項を削る。

第六条を次のように改める。

(市民との連携)

第六条 議会は、議会に係る情報を、市民に対して積極的に発信し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を果たさなければならない。

2 議会は、市民の意思を議会活動に反映するため、市民との意見交換の機会を設けなければならない。

3 議会は、前二項の実施に関し、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用する。

4 議会は、市民の意見を審査等に反映させるため、法律第百十五条の二第一項に規定する公聴会制度及び同条第二項に規定する参考人制度（以下「公聴会制度等」という。）を活用する。

5 議会は、請願及び陳情の審議においては、提出者の意見を聴く機会を設けなければならない。

第八条を削り、第九条第一項中「市長等と常に健全な緊張及び協力関係の保持」を「常に緊張感を保つよう」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改め、同条を第八条とする。

2 議長又は委員長は、本会議又は委員会（半田市議会委員会条例に規定する委員会をいう。以下同じ。）に出席した市長等に対し、議員が行った質疑又は質問の論点を整理し、又は質疑若しくは質問の趣旨を確認するための発言又は反問を認めなければならない。

3 議長又は委員長は、本会議又は委員会に出席した市長等に対し、議員が提出した議案に関し議案の趣旨を確認するための発言を認めなければならない。

第九条の二第一項中「あたつて」を「当たつて」に改め、同条を第九条とする。
第十条を次のように改める。

第十条 議会は、市長等が提案する政策、計画、施策、事業等（以下「政策等」とい

う。)について、その政策等の水準を高め、また適切な審議に資するため、市長等に対し、次に掲げる事項について説明を求めることができる。

- 一 その政策等を必要とする背景
- 二 その政策等の決定過程
- 三 その政策等の執行計画
- 四 総合計画における位置付け又は総合計画との整合性

2 議会は、議会閉会中においても、市長に対し、文書により質問を行い、文書により回答を求めることができる。

第十一条第二項中「当たつて」を「当たつて」に改める。

第十二条を削り、第十三条第一項中「当たつて」を「当たつて」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条第一項から第四項までを次のように改め、同条を第十三条とする。

第十四条 委員会は、行政課題に対し、適切かつ迅速に対応しなければならない。

2 委員会は、調査を尽くして審査を充実するとともに、政策提案を積極的に行う。

3 委員会は、審査に当たり資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行う。

4 委員会は、委員と市民が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を開催し、市民の多様な意見を把握する。

第十五条第一項中「市民各層」を「多様な市民」に改め、同条を第十四条とする。

第十六条中「供するものとする。」を「供することができる。」に改め、同条を第十五条とし、第十六条の二を第十六条とする。

第十七条第二項中「議会は」を「議会事務局は」に改め、「議会事務局の」を削る。

第十九条を削り、第十九条の二第一項中「災害の未然防止」を「防災」に改め、同条第二項中「地域の防災活動及び減災活動」を「減災」に改め、同条を第十九条とする。

第二十条中「信託」を「負託」に、「高度の」を「高度な」に、「深く」を「強く」に改める。

第二十一条第三項中「当たつて」を「当たつて」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。